監　査　報　告

独立行政法人通則法（以下「通則法」といいます。）第 19 条第 4 項及び第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」といいます。）の令和 6 事業年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）の業務、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）、決算報告書及び事業報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめましたので、以下のとおり報告します。

Ⅰ　監査の方法

1　監査実施期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 23 日まで

2　対象事業所

本部、東海拠点、大洗拠点、敦賀拠点、幌延拠点、東濃拠点、人形峠拠点、青森拠点、福島拠点及び東京事務所、ワシントン事務所について実地監査を実施しました。

3　監査手続

各監事は、監事監査要綱等に基づき、理事長、副理事長、理事、内部監査担当部署、業績評価担当部署その他職員（以下「役職員等」といいます。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本部、拠点等において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査しました。また、役員（監事を除きます。以下同様とします。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含みます。以下「内部統制システム」といいます。）に関し、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、当事業年度の財務諸表、決算報告書及び事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視し、検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条に定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度の業務、財務諸表、決算報告書及び事業報告書の監査を行いました。

Ⅱ　監査の結果

1　機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。

2　内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。

3　役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

4　会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果並びに同監査法人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認め、財務諸表は機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しており、決算報告書は理事長による予算の区分に従って一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく表示しているものと認めます。

5　事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認めます。

6　機構の業務に関する個別意見は、別紙のとおりです。

Ⅲ　独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

過去の閣議決定において定められた監査事項について検証を行いました。

給与水準の状況、理事長の報酬水準の妥当性及び保有資産の見直しについて、指摘すべき事項は認められません。随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況に関連する意見を別紙に付します。

令和 7 年 6 月 23 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

監事　　熊 谷　匡 史

監事（非常勤）　関 口　美 奈

別紙

機構の業務に関する個別意見

当事業年度は、世界的に原子力再評価の動きが一層の広がりを見せました。エネルギー安定供給、脱炭素電源の確保、生成 AI やデータセンター向けに大幅な増加が見込まれる電力需要への対応、産業競争力強化と経済成長の実現などを図るため、原子力発電所の新設、運転期間延長、再稼働や次世代革新炉の研究開発など発電分野の拡大に向けた動きに加え、医療用 RI 製造、原子力電池、原子力推進船など非発電分野の研究開発の動きも活発化しました。国内でも第 7 次エネルギー基本計画が閣議決定され、バックエンドプロセスの加速化、次世代革新炉の開発・設置、原子力安全の向上等国際的な共通課題の解決への貢献が表明されるなど、機構が果たすべき役割への期待は大きくなっています。

機構はそうした社会の期待に応えるため、理事長の強いリーダーシップのもと、継続的に経営改革に取り組みながら、新しい価値の創出に向けた歩みを進めているものと評価します。今後の監査においては、引き続き経営改革と業務運営の経過を注視していきます。

安全管理

大きな事故・トラブルの発生はありませんでしたが、外部機関への通報案件の発生件数は昨年度対比で増加しました。特に年度末に作業員の負傷や設備の異常が相次いだことから、緊急安全強化期間を定めて安全性向上のための活動を実施しました。事故・トラブルの内容としては、請負作業者、高齢作業者が関与する事案や施設・設備の高経年化を要因とする事案が多く見受けられました。作業者の属性・年齢・経験・能力、施設・設備の状況、研究開発活動・廃止措置・工事の進展など安全を巡る環境は常に変化していることに加え、気象災害も激甚化、頻発化しています。そうした変化への感度を高め、状況に応じた適切な対策を講じることが望まれます。また、現場においては、請負作業者も含めて主体的、自律的な安全活動が行われるよう、拠点と安全・核セキュリティ統括本部が連携を強化して取り組んでいただきたいと考えます。

組織改革

令和 6 年 4 月及び 11 月に組織体制を再編しました。責任の所在の明確化と意思決定の迅速化を図るため、階層構造を簡素化し、現場の安全管理、事業管理に精通している拠点長に拠点内の予算や人材等の資源配分の責任と権限を集約しました。新たな組織体制においては、拠点長が適切にリーダーシップを発揮することが肝要であることから、拠点幹部の役割分担、権限移譲などの拠点の経営環境整備が検討課題であると考えます。また、拠点内資源配分の前提として、機構全体での最適資源配分を実現するため、総合調整機能を強化し、業務計画の精査と適切な予算配分を行うこと、拠点・部署間の協力・連携を促進することが求

められます。

人事制度改革

職員のモチベーション向上と能力伸長を促すため、新たな人事評価制度を導入しました。これは、年功序列を改め、業務遂行の過程でいかに考え、調整し、実行したかを評価し、人材登用につなげるもので、適切に運用できれば、自律的に業務を遂行する人材の育成に資するものと考えられます。制度を適切に運用するためには、評価者、被評価者ともに、その趣旨、目的を十分に理解し、評価能力を高める必要があります。監査の過程では、趣旨の理解ができていない、あるいは十分な説明がなされていないという意見も聞かれました。継続的に趣旨、目的の浸透に努めるとともに適切な運用がなされるようサポートしていくことが必要です。

経営資源の戦略的配分

業務が拡大する一方で、経営資源には制約があり、経費の削減努力に加えて、難しい課題ではありますが、業務の選択と集中が望まれます。当事業年度は、限られた経営資源の戦略的配分の前提として、予算執行状況や業務エフォートの可視化に着手しました。人件費、外注費など業務コストの把握と管理、人員配置、予算配分、予算執行に関する適切な経営判断が可能となるよう、DX 活用を含め、経営可視化の仕組み構築が急務であると考えます。

また、機構は、高経年化が進む膨大な施設・設備を有しており、これらの資産管理を適切に行うことが非常に重要です。毎年計上している維持管理費の適正化はもちろん、資産の活用方針（継続利用、用途転換利活用、縮小、統廃合、廃止、処分等）を定め、積極的に資産の効率的運営を行うことが望まれます。現在検討中の施設中長期計画の改訂と施設・設備のリスク評価の取組に期待します。

業務効率化

業務効率化の観点では、RPA 導入を進めるなどしているものの、監査に際しては、事務職員のみならず研究者、技術者も事務手続に多くの時間を割いているという意見が聞かれました。業務系の DX は、加速して取り組むべき課題であると思われます。なお、実効的な DX を実現するためには、情報システム部門が主導するというよりも、ユーザーである現場の主体的関与が不可欠であり、特に実務を担う若手の参画が有効と考えられます。

また、多層的かつ煩雑な業務プロセスを一因として文部科学省に対する必要な通知を怠り、同省から厳重注意を受ける事案も発生しました。DX と併せて、既存の業務プロセスの適正化を図っていくことは課題であり、また、DX 推進のために必要なことでもあります。なお、業務プロセスを見直すことで、アウトソーシングを促進することも期待します。

研究開発力強化

国立研究開発法人は、研究力、イノベーション創出力を強化し、研究成果を社会実装につなげていくことが期待されています。当事業年度は、原子力科学研究所内に NXR 開発センターとパイオニアラボを新設し、社会実装を強く指向する研究開発活動を開始しました。これら新設組織のみならず、機構の研究開発活動全般を通じて、学界、産業界との連携、機構発スタートアップの創出など研究成果の社会還元に向けた取組を促進していただきたいと考えます。

入札・契約の状況

機構は、調達等合理化計画を踏まえ、契約の合理性、競争性、透明性、公平性の確保による契約の適正化に努めています。しかし、残念ながら、契約手続に関して不適切な事案（現場において、応札予定業者に他の応札予定業者名等を漏洩した事案）が外部からの通報を受けた調査で確認されました。機構は、契約手続に関するルールの理解不足があったことを重く受け止め、適切な契約手続、業者との接触に関するルール等の教育を実施しました。再発防止に万全を期すとともにコンプライアンス意識の向上に向けた継続的な取組が求められます。

広聴・広報

世界的に原子力活用の機運が高まっており、原子力の多様な価値や課題、機構の役割などについての情報発信、また相互理解の促進に資する対話活動の好機となっています。当事業年度は、ホームページ、パンフレットを大幅にリニューアルし、ビジョン紹介動画を作成するなど、広報活動に改善が見られました。好機を捉え、原子力と機構の理解の促進、機構業務の円滑な推進のため、情報発信の更なる進化と拠点の立地地域をはじめとした社会とのコミュニケーションの深化を図っていただきたいと考えます。

以上